

No	質問	回答
44	対象経費の帰宅困難職員の宿泊費に「ウィークリーマンションの賃貸料」も含まれるか。（職員・利用者ともに感染者が発生し、職員を自宅から通わせるのを避けるためにウィークリーマンションを借りることを想定）	賃貸物件に係る経費については、帰宅困難期間に限定して契約する等、都道府県が利用状況を確認できるのであれば、当該期間の経費については、補助対象として差し支えありません。なお、帰宅困難期間外の宿泊分については、対象経費として認められません。
45	申請時点で購入予定の物品（補助確定後に購入）は対象経費として認められるか。	対象経費に該当する経費であれば、令和3年度中に購入予定でも差し支えありません。
46	感染者が発生した事業所（A事業所）に同一法人の別事業所（B事業所）の職員が応援に行った場合、当該応援職員に対する割増賃金は別事業所（B事業所）への補助として認められるか。	ご指摘の場合のB事業所は、実施要綱3（1）ア（ウ）の対象事業所として、派遣により発生した割増賃金の補助を受けることが可能です。
47	実施要綱3（1）イ（ア）⑤感染者又は濃厚接触者が発生して在庫の不足が見込まれる衛生用品の購入費用について対象となるのは、在庫の不足が見込まれる場合に限られるのか。例えば、陽性者が発生したが法人の在庫で十分対応でき、かつその後も不足がない場合は対象外となるのか。	お見込みのとおりです。
48	実施要綱3（1）イ（ア）の「感染性廃棄物の処理費用」について、どのような費用が補助対象となるのか。	<p>対象事業所・施設等において、その要因が解消するまでの間に生じた感染性廃棄物処理に要する費用に限り補助対象となります。このため、要因解消以降にも使用できるものや、将来感染が起きた場合に備えて購入するものは補助対象外となります。</p> <p>&lt;具体例&gt;          処理業務委託費用、対象事業所・施設等となった要因が解消するまでの間に係る廃棄物処理に必要な物品（ゴミ袋、ブルーシート等）の購入費用（ただし、要因解消以降にも使用できるものは対象外（繰り返し使用可能なゴミ箱など））</p>
49	<p>実施要綱3（1）イ（ア）の「感染者又は濃厚接触者が発生して在庫の不足が見込まれる衛生用品の購入費用」について、</p> <p>①「在庫の不足が見込まれる」とは、どのような状況を想定しているのか。</p> <p>②「衛生用品」とは、どのような物が補助対象となるのか。</p> <p>③「購入費用」について、どのくらいの購入量が補助対象となるのか。</p>	<p>①については、当該感染者又は濃厚接触者の発生時等において、当該発生等への対応期間に使用するであろう量に対し、事業所・施設等で保有する在庫量では不足することが見込まれる場合を想定しています。よって、十分な保有量があり在庫の不足が見込まれない場合は補助対象とはなりません。</p> <p>②については、その目的が感染を防ぎ又は消毒するために使用する衛生用品であって、感染等が発生した際に多量に消費するマスク、手袋、ガウン、フェイスシールド、ゴーグル、清拭クロス、ドライシャンプー、消毒液などといった防護具等や消毒用品を想定しています。体温計やパルスオキシメーター、パーテーション、ポータブルトイレ、ブラシ、バケツなどといった器具や備品、おむつなどは補助対象外となります。</p> <p>③については、見込まれる不足量分が補助対象となります。</p>